

韓国の高齢者扶養と財産相続に関する一考察：農村・都市におけるインタビュー調査を中心に

金, 香男
フェリス女学院大学

<https://doi.org/10.15017/4738283>

出版情報：韓国経済研究. 5, pp.1-14, 2005-08. 九州大学研究拠点形成プロジェクト
バージョン：
権利関係：



韓国の高齢者扶養と財産相続に関する一考察*

— 農村・都市におけるインタビュー調査を中心に —

Consideration of the Elderly Support and Inheritance in Korea

— Based on Interviews in Rural and Urban Korea —

金 香 男**

KIM Hyang-Nam

In Korea, the population is aging and the family function in charge of the support of elderly people is deteriorating quickly in the face of social change. In this paper, it is shown clearly what kind of meaning inheritance has for the elderly people of Korea where the pension system and social services are in an insufficient condition.

Many of Korean elderly people have a firm traditional norm, inheriting to the eldest son who performs religious service after death and at the same time inheriting “Chip” and supporting old age. Such an inheritance method can be also said to be a reasonable realistic strategy for securing old age support in the present state of the pension system and social services.

On the other hand, although diversification is also seen by inheritance, many elderly people have postponed inheritance until after death. In accordance with the “filial-piety” norm in support and caregiving in old age, succession to property is used strategically. Elderly people leave property aiming at independence in old age at least until caregiving is needed, and it has become clear that inheritance has an important meaning as a means to secure the independent nature.

Keywords: *Aging Society, Elderly Support (Caregiving), Inheritance, Filial Piety, Strategy*

高齢化社会、高齢者扶養（介護）、財産相続、孝、戦略

1. はじめに

* 本稿は、2003年度現代韓国朝鮮学会第4回大会自由報告「韓国高齢者にとって財産相続が意味するもの—その戦略的行為—」（2003年11月16日、東京大学）における発表原稿をもとにして、加筆・修正したものである。

** フェリス女学院大学 国際交流学部 助教授
Associate Professor, Faculty of Global and Inter-cultural Studies, Ferris University

韓国は急速な人口高齢化と家族による高齢者扶養¹⁾の弱体化という社会趨勢に直面している。伝統家族における高齢者扶養は、血縁原理を基

1) 本稿では、「扶養」を、身体的な「介護」の意味も含むものとして用いる。

礎とする「チプ(집)」制度²⁾のもとで、家の継承者である長男が老親と同居しながら扶養するというのが一般的であった。そして、長男による親の老後扶養と祖先祭祀の継承は、長男を優待する財産相続の方法と結びついていた[李光奎 1975]。高齢者の生活上の基本的な欲求を充足するのに、必要な資源の援助は家族によって保障され、「チプ」制度が高齢者福祉の機能を果たしていたのである。親の権限が絶対視され、家族扶養の基本概念である「孝」という道徳が、なにより重要視されたのであるから、親の老後を扶養することは当然重要な義務となる。このような時代において、高齢者問題というのは、ほとんど家族のなかで解決されたといえる。

しかし、1960年代以降の急激な経済発展にもなう生活水準の向上や医学技術の進歩によって、国民の保健状態は著しく改善され、少子化と平均寿命の延長に象徴的にみられるように、人口構成における高齢人口の割合が急激に増加している。65歳以上の高齢者の比率は、2000年に7.2%（高齢化社会、Aging Society）となったばかりだが、2019年には14%（高齢社会、Aged Society）になると予測されており[韓国統計庁 2001]、増加する高齢人口をいかに支えるかは、大きな課題である。それは社会全体でみれば、社会的な扶養・介護である社会保障制度や福祉サービスをいかに整備するかということであり、個別家族についてみれば、親の老

後の経済的扶養や身辺介護をいかにして遂行するかということである。

一方、経済発展に伴う産業化と都市化のなかで、親と子の世帯分離が引き起こされ、高齢者が既婚子と同居する三世帯家族が急激に減少し、かわって単独あるいは夫婦で暮らす高齢者の割合が増加している。こうした世帯分離傾向は都市部以上に、若年層を中心とした大量の人口を都市へと送り出した農村部において、いっそう顕著にみられる³⁾。いまや従来のような長男による同居扶養を期待することは困難になりつつある。そのうえ、子どもの社会地理的移動の増加、家族規模の縮小、核家族化の進行、家族生活における価値観の変化、女性の職場や社会活動への進出など、これらすべては伝統的な老親にたいする家族の扶養機能が低下していることをあらわしている。

こうした傾向とは裏腹に、韓国は東アジアの中でも儒教的伝統を今日なお保持している社会であるため、子どもが親を扶養すべきであるという規範は強く支持されている。家族による高齢者の扶養を強調する「孝」イデオロギーは、韓国文化に深く根づいていることと、政府の高齢者の扶養にたいする基本方針である「先家族扶養・後社会保障」によっても、いまなお維持・強化されている。そのなかで、現在大多数の高

2) 韓国の「チプ(집)」制度について、李光奎(1975)はその特徴として次の三点を指摘している。一つは、長男が結婚後も親と同居し、チプの後継者となる。次男以下は結婚後分家するのが原則で、娘は婚出し夫のチプの成員になる。二つ目は、財産は息子たち全員に分与されるが、老親と同居し扶養する長男を優待する。三つ目は、祖先祭祀は長男が責任をもつ。娘しかない場合でも娘は婚出させ、父系親族の中から養子を取り祭祀を継承させる。

3) 韓国統計庁(キムジョンソク 2002: 268-269)によると、65歳以上の高齢者が既婚子と同居している世帯は、1980年の61.7%から2000年には35.7%へと大きく減少している。その反面、単独で、あるいは夫婦で暮らす高齢者の割合が増加している。単独世帯は1980年の4.8%から2000年には16.8%へ、夫婦世帯は同期間に10.1%から29.2%へと大きく増加している。こうした変化は都市部以上に農村部においていっそう顕著にみられる。2000年現在、単独世帯は都市部が13.8%であるのにたいし、農村部は21.0%、夫婦世帯は都市部が23.5%であるのにたいし、農村部は37.1%となっている。

齢者は社会保障制度や福祉サービスが未整備であることから生活不安を強めているが、現実問題として、高齢者が家族による扶養を期待しにくい状況が生まれている。

実際、このような今日の高齢化社会を反映し、高齢者の扶養が相続と深く関わりつつ問題とされるようになってきている。そしてそれにともない相続制度そのものが議論されており、これまでの均分相続（形式的平等）から、親を扶養・介護した子どもに多く相続すべきであるという実質的平等を志向する考え方が被相続人の側（親側）でも、相続人の側（子ども側）でも新たに強まっている〔有地1981、原田 1997・1998〕。そして韓国においても、近年親の扶養・介護の有無によって財産の分配に差をつけようとする、均分相続の見直し⁴⁾が活発に議論されているのも、こうした実情を察してのことである。

本稿では、人口高齢化が進行している韓国において、高齢者の扶養を担当してきた家族の扶養機能が、社会変化によって急速に低下しているのにたいし、社会保障制度や福祉サービスが未整備な状況にある韓国の高齢者にとって、財産相続はどのような意味をもっており、相続の

機能や相続にたいする意識がどのように変化したのかを明らかにする。その際に用いるデータは、2000年3月から2001年3月にかけて、農村（軍威郡）と都市（大邱広域市）で行ったインタビュー調査を主な資料として考察する。

2. 高齢者扶養の現状と財産相続をめぐる動向

2.1 高齢者扶養の実態

高齢化の進行とともに、従来のような長男による同居扶養という原則が、社会変化のなかで実質的な基盤を失い弱体化している今日、高齢者の生活がどのような収入源によって維持されているのかをみてみよう（表1）。日本の内閣府が2000年に行った国際比較調査『高齢者の生活と意識』（2002）の結果によると⁵⁾、日本やアメリカ、ドイツ、スウェーデンでは、生活の

表1 60歳以上高齢者の主な収入源

単位：％

	スウェーデン	アメリカ	ドイツ	日本	韓国
就業収入	11.8	13.9	7.1	20.8	28.1
公的年金	80.1	56.6	75.8	67.5	5.9
私的年金	1.9	16.4	9.1	1.6	0.6
預・貯金	0.6	0.9	1.3	1.6	9.6
財産収入	0.2	7.0	1.9	2.3	5.6
子からの援助	0.0	0.1	0.2	3.4	43.2
生活保護	2.9	0.5	1.5	0.9	5.0
その他	2.2	3.1	3.1	1.7	2.2
NA	0.3	1.6	0.0	0.2	0.0

出典：内閣府『高齢者の生活と意識』

第5回国際比較調査結果報告書、2002年、317ページから引用。

4) 孝意識が急速に弱くなっていることにたいする政府の懸念が高まっている。政府は老親扶養問題の深刻性を考慮し、親の特別な遺言がない場合には、親と同居し扶養したり、あるいは扶養費の50％以上を負担した子には、法定相続分の50％を加算するという「孝道相続制（民法第1009条）」を制定した（中央日報、1998年7月28日）。しかし、反対側の立場として経済的な扶養のみならず、介護および心理的な援助が全く考慮されていないこと、また老人扶養意識を高めるといふより、家族間の不和を起しかねないという指摘がある。さらに、一部を除く大部分の親に子どもの扶養を誘導するだけの財産がない現実を無視したまま、国家の責任を回避しようとするものであり、時代錯誤的な発想であるという批判の声が高い。この「孝道相続制」は、1999年から実施される予定だったが、2005年現在その法案は国会で審議中である。

5) 同調査は、1980年第1回調査が行われ、その後対象国を多少入れ替えながら5年ごとに、各国の60歳以上の高齢者約1000人を対象にしている。これまで5回調査が行われ、1回から4回までは総務庁が実施し、5回目（2000年）は内閣府により実施された。

「主な収入源」として「公的年金」をあげる高齢者がもっとも多く、「子からの援助」を主な収入源とする高齢者はほとんどみられない。その反面、韓国の場合、主な収入源として「子からの援助」をあげる高齢者が43.2%でもっとも多く、「公的年金」からの収入を主な収入源としている高齢者はわずか5.9%すぎない。このように、韓国における高齢者の生活が、子からの援助に大きく依存せざるをえない大きな要因の一つとして公的年金制度の未整備がある⁶⁾。

さらに具体的にみると、韓国における高齢者の生活の「主な収入源」は、子どもを中心とする家族扶養と自らの就業収入との二極化がみられる。「子からの援助」による家族扶養は、調査が始まった1980年には72.4%もいたのにたいし、2000年には43.2%にまで減少しており、明瞭に軽減化傾向をたどっている。その反面、高齢者自らの「就業収入」によるものは、同期間に16.2%から28.1%へと増加している（内閣府 2002：317）。これは、後ほど詳しく検討する高

齢者扶養意識の低下によるものでもあるが、高齢者の自立意識の向上とも関連している。

実際に、韓国の高齢者は公的年金制度の未整備ということにより、経済的に家族に多く依存しているにもかかわらず、意識の面では家族に依存せず自立しようとする傾向が強くみられる[金香男 2000・2003、山中 2000]。先述の内閣府（2002：318）の調査から、「老後の生活費にたいする考え方」について、1980年と2000年を比較してみると、1980年には「家族が面倒をみるべき」という家族依存型が49.4%でもっとも多かったが、2000年には「働けるうちに準備し、他には頼らない」という自立型が46.3%でもっとも多く、家族依存型は19.5%に減少している。そのかわりに、「社会保障でまかなわれるべき」という社会保障型は8.2%から32.7%へと増加しており、高齢者自身、家族による経済的な扶養よりも、社会保障を求める傾向が強くなっている。

2.2 高齢者扶養意識の変化

高齢化が進行しているなか、家族扶養が弱体化の方向にある現状をみてきたが、世帯分離や核家族化にともない、老親扶養は長男の義務であるとされてきた伝統的な家族扶養意識にも変化がみられる。韓国統計庁の老親扶養に対する意識調査の結果によると⁷⁾（表2）、老親の扶養責任が「子ども家族」にあるとするものは、1979年の調査以降増加しつづけて、1998年には90%まで上昇したが、その後減少に転じ、2002年の調査では70.7%へと大幅に減少している。また、子どもの家族の中で「だれ」が老親を扶養するかについても、意識の変化がみられた。老

6) 韓国の公的年金制度は、国民年金と特殊職域年金（公務員年金・軍人年金・私立学校教職員年金）によって構成されている。韓国の年金制度のなかで、一番規模が大きいとあられる国民年金の場合、1973年に国民福祉年金法が制定され、1974年から導入されるはずであったが、オイルショックによる社会・経済的状況の悪化で施行が保留された。1986年ようやく国民年金法として改称・改正され、1988年から一部実施されてはいるが、20年間の加入期間と60歳以上を受給資格要件としているため、完全老齢年金の支給は2008年から開始される。88年当時は、10人以上の事業所の従事者だけを対象にしていたが、92年には5人以上の事業所の従事者までその対象が拡大され、95年には農漁村地域の自営業者にまで適用されるようになった。そしてさらに、98年末の法改正によって、99年4月からは都市地域の自営業者にまで適用が拡大することによって「国民皆年金」時代を迎えることになった（石才恩 2002）。しかし、現在大多数の高齢者は、その適用から除外されているため、経済的に自立が困難な状況にあるのである。

7) 同調査項目は、1979年に第1回調査が行われ、これまで7回調査が実施された。全国の15歳以上の世帯員をその対象としている。

表2 老親の扶養責任に対する態度

単位：%

	長男	息子	娘	息子・娘全員	扶養可能な子	子ども家族	自立	社会・国	家族・社会・国
1979	30.6	22.2	0.6	6.4	—	59.8	36.6	3.6	—
1983	22.1	21.7	0.8	27.1	—	71.7	20.5	7.8	—
1988	25.2	17.8	0.5	35.8	—	79.3	15.8	5.0	—
1991	18.3	13.8	0.4	46.2	—	78.7	15.4	5.9	—
1994	19.6	11.4	0.0	29.1	27.2	87.3	9.9	2.9	—
1998	22.4	7.0	0.5	14.5	45.5	89.9	8.1	2.0	—
2002	15.1	13.9	1.0	19.5	21.2	70.7	9.6	1.3	18.2
地域									
市 部	13.4	13.1	1.0	20.1	21.5	69.1	9.7	1.4	19.7
郡 部	22.7	17.0	0.8	16.9	20.3	77.7	9.4	1.0	11.7
年齢									
15-19才	9.4	8.6	2.2	21.1	26.2	67.5	11.2	1.8	19.3
20-29才	10.8	11.1	1.4	21.4	21.8	66.5	9.0	1.3	23.0
30-39才	12.3	14.2	0.9	20.7	20.2	68.3	7.9	1.1	22.5
40-49才	13.4	16.0	0.7	21.2	22.7	74.0	7.5	1.2	17.1
50-59才	17.3	15.9	0.5	17.3	22.7	73.7	11.0	1.2	14.0
60才以上	28.5	15.5	0.7	13.9	16.1	74.8	13.6	1.6	9.8

出典：韓国統計庁『韓国の社会指標』各年度。

親の扶養責任が「長男」にあるとするものは、1979年の30.6%から2002年には15.1%まで減少している。「息子」も、同期間に22.2%から13.9%まで減少している。かわって「息子・娘全員（子ども全員）」は1979年の6.4%から2002年には19.5%にまで増加しており、1994年から選択肢の項目に設けられた「扶養可能な子ども（扶養能力のある子ども）」は、2002年現在21.2%もっとも高い。

また、老親の扶養責任にたいする意識には、年齢・地域によって大きな差がみられる。老親の扶養責任が「長男」「息子」にあると回答した人は年齢が高く、農村において多い。反面「息子・娘全員」「扶養可能な子ども」は年齢が低く、都市において多い。要するに、扶養される立場にある親の世代は「長男」が扶養すべき

だと考えているのにたいして、扶養する立場にある子ども世代は「息子・娘全員」「扶養可能な子ども」が扶養すべきであると考えており、世代間の意識のズレがみられる。このような傾向は、韓国保健社会研究院（1998年）の調査結果からも明らかである。たとえば、65歳以上高齢者の約半数が、長男を扶養責任者であると考えているのにたいして、64歳以下の子ども世代は長男（26.1%）より、都合のよい・能力あるの子ども（54.4%）が老親を扶養すべきであると考えている。

以上みてきたように、家族が老親を扶養するという伝統的な家族扶養は後退しており、だれが老親を扶養するかについては、長男から息子・娘全員、さらに扶養可能な子どもへと変化したといえる。しかし、そこには扶養される側の親

世代と扶養する側の子ども世代の間に意識のズレが生じていることにも注目しなければならない。

2.3 高齢者扶養と財産相続をめぐる動向

今日の高齢化社会を反映し、高齢者の扶養が相続と深く関わりつつ問題とされている。そしてそれにともない相続制度そのものが議論されており、老親の扶養・介護と相続を結びつけ、扶養・介護した者に多く相続すべきであるという意識が、親側でも、子側でも強まっている。

韓国の財産相続は時代によって、大きく変化してきた。朝鮮中期以前には息子・娘または長男・次男の区別がない徹底した均分相続が行われていた。しかし、朝鮮中期以後になると次第に娘は財産相続から排除され、息子とくに長男がどの息子よりも大きな取り分を得るという長男優待不均等相続が定着されていた〔崔在錫 1982・1983、李光奎 1975〕。

長男が財産相続で次男以下の息子より優待されるのは、親や祖先にたいしてそれだけ大きな義務を果たすことになる。長男が余分に財産をもらうのは、弟より義務が重いことの埋め合わせでもあり、長男による親の老後扶養と祖先祭祀の継承は、長男を優待する財産相続の方法と結びついていたのである〔李光奎 1975〕。

ところで、戦後民法の改正により親の扶養については、すべての子どもに親を養う義務が付与されるようになった。老親を扶養する義務は、法的（韓国民法第974条）には子どもにあると定めてはいるものの、だが、どのような形で、どの程度行わなくてはならないのかという具体的な事項に関しては、個々の家族に任せられるようになった。とくに、1991年から施行された現行家族法⁸⁾では、親の遺産はすべての子どもの均分相続（完全な均分相続）となり、長男は

親の扶養の代償として享受した権利を失うことになった。その結果、長男が老親を扶養するという慣習も変化せざるをえなくなり、老親扶養にたいする権利と義務の関係は、親とすべての子どもの間に拡大され、老親扶養を強化したかのようにみえた。しかし、扶養責任所在が不明確であるため、長男は親の扶養は自分自身だけの問題ではないと意識するようになり、次男以下や娘たちは伝統的慣習から、扶養義務を回避する傾向もみられる〔朴在侃 1995〕。扶養義務者の範囲拡大がかえって、老親を扶養する子を曖昧にし老後に不安を抱かせる一つの原因となっており、高齢者扶養と財産相続をめぐる家族間の葛藤が深刻化し、社会問題化している。

社会保障制度や福祉サービスが未整備な状況のなかで、従来の慣習通り、長男が親の扶養を全面的に引き受けることは負担が大きすぎる。経済的な負担だけでなく、老親の日常の世話から病気の介護まで、精神的・肉体的な苦勞を一身に背負わされることになる。したがって、逆に不公平であるという不満も出てくる。親を扶養する立場にある子においても、子に扶養される立場にある親においても均分相続より、扶養した者が多く相続すべきだという、対価型相続が支持されている〔有地 1981、シン他 1997〕。とくに、親の側からみた「相続」問題は、相続人の扶養のために、財産を子に残すというだけでなく、被相続人たる親の老後の問題として、

8) 第二次世界大戦後、韓国の新民法は1958年に制定、1960年から施行となった。これまで7度の法律改正があったが、そのなかで3度の改正は家族法（民法の第4編である親族ならびに第5編である相続、両編をあわせて「家族法」と称する）に関するものであった。1962年と1977年に一部改正され、1990年には大幅に改正、1991年から施行となった。韓国でははじめての近代家族法と評価されており、内容的にも革新的なものが多い（金嘯洙 1991）。

いかに財産を活用させて老後に対処するかを考えなければならない。具体的には生前贈与するか、死後相続するか、相続させないか、子どもを平等に扱うか、面倒をみてくれた子どもを優遇するかなど、切実な問題となる。親の扶養・介護の有無によって財産の分配に差をつけようという、均分相続の見直しが活発に議論されているのも、こうしたきびしい実情を察してのことである。

以下においては、インタビュー調査をもとに、財産相続が多様化している現状を把握するとともに、現代を生きる韓国高齢者にとって、財産相続はどのような意味をもっており、相続の機能や相続にたいする意識がどのように変化したのかを、具体的な事例をとおして検討することにする。

3. 高齢者の財産相続にたいする実態と意識

3.1 調査の概要と財産相続の有無

以下の考察に用いるデータは、2000年3月から2001年3月にかけて、韓国慶尚北道の農村（軍威郡：15人、男性4人・女性11人）と都市（大邱広域市：15人、男性8人・女性7人）で、65歳以上の高齢者30人を対象にしたインタビュー調査である。韓国の高齢者の多くの教育水準がかなり低く、文字を読めない人もいることから、インタビューによる面接調査を行った。質問内容は、高齢者の属性、過去と現在における家族関係、現在の生活状況と居住形態、子どもの老親扶養にたいする意見、老後対策の有無や主な収入源、財産相続に対する実態と意識、今後の生活展望などについて、準構造化（semi-structured）された質問紙を通じ深層面接を行い、質的（qualitative）資料を収集した。質問にたいして高齢者が一方的に答えるという形

式ではなく、対話しながら高齢者たちが話したい出来事（event）や生きてきた経験（lived experiences）にたいする主観的な話と解釈に重点をおいた。調査の場所は、自宅の部屋や作業場、敬老堂で基本的に調査者とインタビューが一対一で面接し、その内容は了解を得た後すべてテープに録音した。

調査地である慶尚北道の軍威郡（クンウィグン）⁹⁾ は、1998年現在高齢者の比率（18.2%）が全国で3番目に高い過疎地域であり、2000年には19.3%となっている。軍威郡の2000年の総人口は32,637人（男16,221人、女16,416人）で、1960年の73,763人に比べると40年間で半分以上も減少している（軍威郡『軍威統計年報』）。その反面、慶尚北道の大都市である大邱広域市（テグシ）は、1998年現在高齢者の比率は5.3%で全国平均より低く、2000年には5.9%となっている。大邱広域市の2000年の総人口は2,473,990人（男1,243,681人、女1,230,309人）で、1960年の675,644人に比べると40年間で3.6倍に増えている（大邱市『大邱統計年報』）。農村と都市では、人口の高齢化に地域差がみられるが、それは経済発展と産業構造の変化にともない、若年層を中心とした大量の人口が都市へ集中した結果である。そして、このような社会・経済的な変化および人口構造の変化は、高齢者を取り巻く生活環境にも大きな影響を及ぼして

9) 韓国統計庁(1999)の『市・郡・区主要統計指標』によると、1998年現在全人口における65歳以上の高齢者人口の比率は6.6%である。首都圏および地方の大都市においては、高齢者の比率が全国平均より低く、大都市から離れた地域ほどそれが高いといえる。とくに「慶尚南・北道」において、高齢化がいっそう進んでいることが分かる。高齢者の比率がもっとも高いのは慶尚南道の宜寧郡(19.0%)、2番目に高いのは慶尚南道の南海郡(18.7%)、3番目に高いのは慶尚北道の軍威郡(18.2%)である。詳しくは、金香男(2003)を参照のこと。

表3 農村高齢者の財産相続（相続するもの有：○、無：×）

番号	性	年齢	学歴	生活 程度	子ども 数	配偶者 の有無	家族形態	農業規模 (単位：坪)	主な収入源	財産相続に対する 実態と意識
1 A	女	72	無	下	2男4女	無	2世代世帯(未婚の次男)	2人で食べる程度	生活保護	×
2 B	女	65	無	下	2男	無	老人単独世帯	なし	生活保護	×
3 C	女	71	無	下	3男2女	有	老人夫婦世帯	田300 畑300	息子からの定期的な送金	○ー長男に多く(死後相続)
4 D	男	81	無	下	3男2女	有	老人夫婦世帯	田300 畑300	息子からの定期的な送金	○ー長男に多く(死後相続)
5 E	男	75	書堂(漢学)	中	2男6女	有	老人夫婦世帯	田1500 畑1700	農業	○ー長男に多く(死後相続)
6 F	男	70	書堂・小卒	中	3男3女	有	老人夫婦世帯	田700 畑2000	農業	○ー長男に多く(死後相続)
7 G	男	68	小卒	中	2男1女	無	老人単独世帯	田1000 畑1500	農業	○ー長男に多く(死後相続)
8 H	女	74	無	中	2男6女	有	老人夫婦世帯	田1500 畑1700	農業	○ー長男に多く(死後相続)
9 I	女	65	無	中	3男3女	有	老人夫婦世帯	田700 畑2000	農業	○ー長男に多く(死後相続)
10 J	女	68	無	中	3男3女	無	老人単独世帯	畑5-600のみ	子どもからの定期的な送金	○ー長男に多く(死後相続)
11 K	女	73	無	中	6男	無	3世代世帯(5男夫婦・孫)	田400 畑100	子どもと同居のため、なし	○ー息子に任せる、わからない(計画なし)
12 L	女	69	無	中	5男1女	有	3世代世帯(4男夫婦・孫)	田1200 畑少し	子どもと同居のため、なし	○ー息子に任せる、わからない(計画なし)
13 M	女	76	無	中	5男2女	無	3世代世帯(5男夫婦・孫)	わからない	子どもと同居のため、なし	○ー息子どうし相談して(計画なし)
14 N	女	67	無	中	3男2女	有	老人夫婦世帯	田400 畑2000	子どもからの定期的な送金	○ー子どもに任せる(計画なし)
15 O	女	73	無	中	3女	無	老人単独世帯	田600 畑300	貯金崩し	○ー娘・養子(甥)に(生前贈与)

表4 都市高齢者の財産相続（相続するもの有：○、無：×）

番号	性	年齢	学歴	生活 程度	子ども 数	配偶者 の有無	家族形態	職業(前職)	主な収入源	財産相続に対する 実態と意識
16 a	女	65	小卒	下	2男	有	老人夫婦世帯	自営業(主婦)	仕事	×
17 b	男	65	小卒	下	2男1女	有	老人夫婦世帯	無(建設業)	息子からの定期的な送金	×
18 d	男	76	中卒	下	2男4女	有	老人夫婦世帯	無(販売業)	息子からの定期的な送金	×
19 e	女	72	無	下	2男2女	無	老人単独世帯	パート(主婦)	生活保護、仕事	×
20 f	女	76	無	中	2男2女	無	3世代世帯(長男夫婦・孫)	主婦	子どもと同居のため、なし	×
21 g	女	68	小卒	中	4男2女	有	3世代世帯(長男夫婦・孫)	主婦	子どもと同居のため、なし	×
22 h	女	74	無	中	2男1女	無	老人単独世帯	主婦	子どもからの不定期的な送金	○ー必要な子どもに(死後相続)
23 i	女	69	中卒	中	3男2女	無	老人単独世帯	主婦	貯金崩し	○ー息子・娘均分相続(死後相続)
24 j	男	71	中3中退	中	1男2女	有	老人夫婦世帯	無(公務員)	年金、不動産運営	○ー息子・娘均分相続(死後相続)
25 k	男	66	小卒	中	2男4女	有	2世代世帯(未婚の次男)	無(会社員)	妻のパート、不動産運営	○ー長男に多く(死後相続)
26 l	男	69	専門学校卒	中	2男1女	有	老人夫婦世帯	無(会社員)	貯金崩し	○ー長男に多く(死後相続)
27 m	男	70	中卒	中	2男3女	有	老人夫婦世帯	警備員(税務署)	仕事	○ー長男にすべて(生前贈与)
28 n	男	67	小卒	中	1男3女	有	2世代世帯(未婚の息子)	自営業(同)	仕事	○ー1人息子(長男)にすべて(死後相続)
29 q	女	70	中卒	上	1男4女	有	老人夫婦世帯	主婦	貯金崩し、夫の教職年金	○ー1人息子(長男)優先、娘にも(死後相続)
30 r	男	68	大学院卒	上	1男3女	有	老人夫婦世帯	講師(教授)	仕事、教職年金	○ー1人息子(長男)優先、娘にも(死後相続)

いる。

インタビュー対象者の属性を、表3（農村、詳しくはG2里）と表4（都市）に示している。まず、農村からみていくと、世帯形態は、夫婦のみの世帯7ケース、単独世帯4ケース、三世代世帯（既婚子と同居）3ケース、二世代世帯（未婚子と同居）1ケースである。夫婦のみの世帯と単独世帯は、すべて子どもが他出した世

帯である。平均子どもの人数は5.5人、平均世帯人数は2.5人である。教育程度はかなり低く、無学が多数であり、とくに女性の場合は教育を受けた人はほとんどいない。

次に、都市の世帯形態は、夫婦のみの世帯8ケース、単独世帯3ケース、三世代世帯（既婚子と同居）2ケース、二世代世帯（未婚子と同居）2ケースである。農村と同じく夫婦のみの

世帯と単独世帯は、すべて子どもが他出した世帯である。平均子どもの人数は農村に比べて少なく4.2人、平均世帯人数は農村とほとんど変わらない2.4人である。教育程度は農村に比べて高く、女性よりも男性のほうが高い。

財産相続については、「相続する財産がある」と答えた高齢者は、都市より農村に多い。農村の場合、農業を生活基盤としているため、土地をもっている人が多かった。それにたいして、都市では住宅事情の厳しさから住宅を所有していない高齢者もいた。一方、「子どもに譲る家や土地など、相続するようなものはない」と答えた人の中では、元々暮らし向きが楽ではなかったという意見と、子どもの教育や結婚のために土地を売ったり、借金をしたケースもあり、財産相続どころか日々の生活も大変だという高齢者もいる。また農村の場合、財産相続について、具体的に考えている高齢者は都市より少なく、「その時にならないと分からない」などの意見がみられるのにたいして、都市の高齢者はより具体的な意見をもっていた。

3.2 今日の財産相続の多様化

高齢者にたいする家族扶養の低下、高齢者扶養をめぐる意識の変化および扶養される側の親世代と扶養する側の子ども世代との意識のズレなど、親子世代を取り巻く諸変化の中で、財産相続にたいする高齢者の態度はさまざまな様子をみせている。

(1) 長男優待不均等相続

韓国では、1991年から施行された現行家族法では、「息子・娘の区別なく均分相続を行う」と決められている。しかし、本調査ではそのような方法で相続する高齢者は少なく、婚出した娘は多くの場合、相続財産分配の対象から除外

されるケースが多い。その中でも、家を継承し、老後の扶養・介護と同時に死後の祭祀も行ってくれる長男に多く相続したいという、伝統的な長男優待不均等相続がもっとも多くみられる。農村と都市のケースをそれぞれ一人ずつ取り上げる。

事例6：Fさん（男性、70歳）

私は植民地時代に生まれたので、小学校しか出ていない。勉強したくても、やれる状況ではなかった。それがいまだ心にこびりついている。子どもには、そんな思いをさせたくなかった。教育が何より大事で、教育さえやっておけばいい仕事につける、農村にいたら一生苦労すると思って、息子の教育のために田んぼ・畑を売った。勉強というものは、パルチャ（八字一生まれつきの運・定め）である。いくらさせようと思っても、本人がしなかったら仕方がないし、いくらしたくても、お金がなくできない場合もある。いろんなケースがあるが、うちの子どもたちは、勉強に興味があったし、私もさせた。子どもたちもよく勉強してくれて、長男（大学講師）・三男（研究所勤務）が大学院まで、次男（大企業であるLGに勤務）は大学まで、娘たちは高校まで卒業した。娘は高校で十分だと思った。教育が終わると結婚があり、息子たちにはチョンセ（賃貸住宅）を用意してあげた。次男が結婚するとき、農業の出来が悪く借金したのが、いまだ残っている。夫婦二人で農業をして返済している。夫婦二人で何とか生活している。福祉制度がないので、病気になったら、長男にみてもらう。相続といえるような財産はあまりないが、長男が祭祀を行うので、長男に多く相続するつもりである。働ける間に働いて、すべて子どものために投資し、親としての役割は果たしたと思っている。

事例28：nさん（男性、67歳）

親が私に残した財産がなく、苦勞した。子どもには絶対いやな思いさせたくなかった。がむしゃらに働くうち、少しずつ財産が増え、自分の店（文房具屋）を持つようになった。私は大学を出ていなかったの、よい職には就けなかった。教育が何より大事で、子ども4人（1男3女）は全部大学まで卒業させた。娘三人は結婚しており、結婚費用は全部出してあげた。親としてやる分だけやった。一人息子の結婚ももうすぐだが、アパートは用意してあげようと思っている。サラリーマンが貯金して家を買うのは大変だ。親としてできる限り援助したい。死ぬときお金もっていかないので、私が経済的な能力があるうちに子どもに役に立ちたい。体が不自由になり、介護が必要になったら、息子に面倒をみてもらいたい。家を継承し祭祀、お墓の管理、親戚とのつきあいなどお金を使うことが多く、息子がいないとそんなことはできない。息子は家の代表者であるから、息子に相続するのは、当たり前のことである。出家外人（結婚とともに家を出る存在）である娘にも平等に相続するという、いまの法律は間違っている。

この二人の事例は、子どもをよく育てること、すなわち子どもに高い教育を受けさせ、安定した職業や生活をもたせることが、いかに重要であるかをあらわしている。実際、高齢者とくに農村高齢者の多くは、子ども（とくに息子）の教育のために土地を売ったり、結婚や事業の資金を援助するために借金したケースもみられる。子どものために、ある程度の犠牲は甘受すべきであり、親の役割は子どもが出世・成功するための条件である教育を受けさせることであるという。韓国の場合、伝統的な価値観として子どもに教育をつけさせ、出世・成功させたいとい

う親の理想や期待があり、近年教育機会の拡大でいっそう普遍化した観がある。

インタビュー調査をとおしてみえてきたことは、韓国の高齢者にとって扶養は、現実的なものであると同時に、死後まで続くことと認識されているということである。いまでも死後の扶養である祭祀は大きな意味を持っており、それによる長男への期待は依然強い。これらの埋め合わせとして、長男は財産相続において優待されるのである。このような、長男優待不均等相続は、伝統的であると同時に扶養・介護・祭祀してくれる子どもに多く相続するという、実質的な平等を志向する考えでもあり、社会保障制度や福祉サービスが未整備な現状では、老後扶養を保証してくれるもっとも現実的な戦略ともいえる。

(2) 均分相続、娘にも相続、必要な子どもに相続

高齢者の多くは、家を継承し、老後の扶養・介護と同時に死後の祭祀も行ってくれる長男に多く相続したいという、伝統的な規範を根強く持っている。しかしその一方で、「息子・娘区別なく平等に相続したい」「娘にも少しは相続したい」「必要な子ども・経済的に困っている子どもに相続したい」という意見など多様化もみられる。ここでは、それぞれのケースを一人ずつ取り上げる。

事例24：jさん（男性、71歳）

財産は貯金、不動産が少しある。子ども3人（1男2女）は大学まで出て、みんな安定した生活を送っている。子どもの教育はそれほど大変ではなかった。いまは妻と二人暮らしで、年金で生活している。息子・娘区別なく平等に相続したい。みんな大切だから、平等にしたほう

がいいと思う。介護が必要になったら息子・娘
区別なく、都合がいい・介護可能な子どもに面
倒をみてもらいたい。

事例29：qさん（女性、70歳）

いまは貯金と夫の教職年金で生活している。それほど贅沢した生活はできないが、不自由はない。夫は家を継ぎ、祭祀を行う一人息子に財産を全部相続するといっている。私は息子を優先するが、娘たちにも差等してあげた方がいいと思っている。夫は体が不自由になったときの介護と祭祀をやってくれるのは一人息子だから、一人息子に全部相続するのは、当たり前と考えているようである。しかし、私は気持ちの問題だから、娘たちに少しでもあげた方がいいと思う。みんな大切だから。私は介護が必要になったら有料老人ホームに入りたい。夫が長男で結婚直後からずっと、舅・姑と同居してきた。姑は、亡くなる7年前から痴呆になって大変だった。次男や小姑からは、長男で財産もらったから介護するのは当然だといわれ、仲が悪かった。少しは協力してほしかった。亡くなる2年前からは、痴呆がひどくなり夜は眠れない状態が続いた。もう、5年前の話だが介護はしてみないとその辛さはわからない。子どもにはそんな思いはさせたくない。私は子どもに迷惑をかけないよう、有料老人ホームを考えている。もっと安く利用できるようにしてほしい。

事例22：hさん（女性、74歳）

夫が7年前に亡くなったが、残した財産はこの家と少しの貯金ぐらいである。長男は大学、長女は専門大学まで卒業したが、次男は勉強に興味がなく工業高校を卒業した。長男が結婚したときは、アパートを買うための資金を援助してあげた。次男は陸軍の職業軍人だったが辞め

て、いまは職を探している。33歳にもなっているのに、結婚はまだしていない。職が安定していないので、心配である。相続するほどの財産はないが、いまの家は次男の結婚資金に当てた。長男とは相談していないが、親の気持ちとしては苦勞している次男に相続したい。介護が必要になったら慣習とおり長男のところに行くだろう。

事例24のjさんや事例29のqさん、事例22のhさんのように、「息子・娘区別なく平等に相続したい」「娘にも相続したい」「必要な子どもに相続したい」と考えている高齢者は、その理由を、子どもはみんな大切だから、気持ちの問題だからと話していた。事例24のjさんは、子どもに平等に相続したいという意識をもっており、また介護が必要になったら息子・娘区別なく、都合のいい・介護可能な子どもに面倒をみてもらいたいと思っている。一方で、事例29のqさんの場合、自ら長男の嫁（マツミヨリ）として、長期間の同居と姑の痴呆症の介護をしてきた経験から、介護が必要になっても一人息子夫婦とは同居せず、有料老人ホームに入所することを考えている。自分の子どもには辛い思いをさせたくないし、子どもには迷惑をかけたくないと思っている。彼女は相続や介護にたいする意識が、夫とは違うことを強調していた。また事例22のhさんは、次男が他の子どもより学歴が低いことや職業が不安定で未婚であることから、次男に相続したいと思っている。しかし老後の介護は長男に見てもらいたいと思っており、次男への相続については長男の存在を強く意識していた。

このように、高齢者の扶養と財産相続にたいする実態と意識は、高齢者の生きてきた生活史、家族の経済的な状況、家族関係などにより、多

様化していることがわかる。高齢者といってもそこには共通性ばかりではなく、異質性が多く存在しており、今後さらに多様化すると思われる。

3.3 財産相続がもつ意味とその機能の変化

では、今日の高齢化社会を反映し、財産相続が多様化しているなか、いまを生きる高齢者にとって、財産相続がもつ意味やその機能がどのように変化しているのかを、つぎに取り上げる二人の事例から具体的にみてみよう。

事例27：mさん（男性、70歳）

財産は全部長男に相続した。それが原因で兄弟同士はもめごとになり、結局長男や他の子どもとも仲が悪くなって、ほとんど連絡はとっていない。子どもは親の財産だけが目当てで、昔のような親孝行はなくなっている。病院費など年をとるにつれて、お金はいつそう必要となる。生きている間は、財産をしっかりとっていた方がいい。

事例23：iさん（女性、69歳）

夫（銀行員）が財産を残して亡くなったので、貯金で生活している。子どもを頼りにして、老後準備をしなくても済む時代は昔のことである。いまの時代は子どももそれなりに生活が大変なので、子どもたちに頼るのは難しい。みんな親を扶養したいという気持ちはあっても、自分たちの生活や孫などの教育もあって、現実 is 難しいと思う。子どもに迷惑をかけないためにも、お金が必要である。生きている間は相続せず、自分の財産はしっかりとっていた方がいい。子どもがお金が必要ときは、親としてお金を出してあげることができるから。親もお金がないと、子どもに大きい顔はできないし、子ども

から無視される時代になった。

すでに、事例27のmさんのように、子どもに生前贈与した人もいるが、これからは老後のために財産は残すべきであり、死ぬまでは相続しないほうがよいというのが、高齢者の考えのようである。その理由として、「お金が要るたびに一々言にくい」「子どもも生活、孫の教育などで余裕がなく援助してもらいにくい」「子どもは、財産が目当てだから」「お金がないと、子どもも大事にしてくれない」「子どもに迷惑をかけないため」などの意見がある。このように、生前贈与が行われない背景には、老後の問題が不確実であること、また高齢者も子どもに依存するよりは、できるだけ経済的に自立した親子関係を維持したいという思いがあるからである。そして、自らが子どもにたいし、親の立場であり続けるためにも、経済力が必要であると意識している。財産を相続しないで持つことで、主導権を確保したり、あるいは親としての責任を果たすことができると考えているのである [鄭京姫 1999、金香男 2003]。

高齢者にたいする家族扶養機能の低下および扶養における世代間の意識のずれなど、伝統的な「孝」規範による老親扶養を期待しにくい現状において、大多数の高齢者は財産相続を死後まで延期している。老後の扶養・介護における「孝」規範との埋め合わせとして、財産相続を戦略的に利用していることをかきまみることができる。つまり、高齢者たちは子どもに負担にならないように、経済的な面で自立した生活を望んでおり、その自立性を保証してくれる手段として、財産相続は大きな意味を持つことが明らかになった。

4. おわりに

本稿では、人口高齢化が進行している韓国において、高齢者の扶養を担当してきた家族の扶養機能が社会変化によって急激に低下しているのにたいして、社会保障制度や福祉サービスが未整備な状況にある韓国の高齢者にとって、財産相続はどのような意味をもっており、相続の機能や相続に対する意識がどのように変化したのかを、農村（軍威郡）と都市（大邱広域市）におけるインタビュー調査をととして検討してきた。

親の側からみた「相続」問題は、相続人の扶養のために、財産を子に残すというだけでなく、被相続人たる親の老後の問題として、いかに財産を活用させて老後に対処するかを考えなければならず、その意味では、社会保障や社会福祉のあり方との関係も大変重要となってくる。今日の財産相続には多様性もみられるが、高齢者の多くは「チプ」を継承し、老後の面倒をみてくれると同時に死後の祭祀も行ってくれる長男に多く財産相続するという、伝統的な規範を根強く持っている。このような長男優待不均等相続は、伝統的かつ社会保障制度や福祉サービスが未整備な状況では、老後扶養を保障してくれるもっとも現実的な戦略ともいえる。

高齢化の進行と家族扶養の低下により、老後にたいする準備不足を思い知らされて、現実に適応するためにいろいろな考え方が出始めており、人々の考えが老後の生活資金の確保に向ってきた。とくに都市高齢者の場合、農地という生活基盤が欠けているため、老後の生活費はより重大な問題となる。高齢者の地位の低下および伝統的な「孝」規範による老親扶養を期待しにくい現状において、大多数の高齢者は財産相続を死後まで延期している。老後の扶養・介護

における「孝」規範との埋め合わせとして、財産相続を戦略的に利用しているのである。自らの手元に財産を残すことで、少なくとも介護が必要になるまで老後の「自立」を目指そうとしている。つまり、高齢者は子どもに負担にならないように、迷惑をかけないように、経済的な面で自立した生活を望んでおり、その自立性を保障してくれる手段として、財産相続は大きな意味を持っていることが明らかになった。

財産相続は、高齢化社会の到来とともに高齢者たちが好むと好まざるとにかかわらず、自衛の策として採るべき一つの方法である。これまで相続というのは、相続人が単独か、複数か、あるいは均分か、そうではないかと、いわば相続人の側の事情のみが考慮され、相続の理念として平等で、合理的な分配ということが志向されてきた。ところが、今日は被相続人の意思あるいは事情をもっと考慮し、それに重点をおいて相続を捉えるべきである。

参 考 文 献

- 有地享（1981）「現今の相続の機能の変化とその考え方の再検討」家族史研究編集委員会編『家族史研究3』大月書店、93-115。
- 原田純孝（1997）「家族の変容と相続制度」日本法社会学会編『紛争処理と法社会学』法社会学49号、有斐閣、144-150。
- （1998）「扶養と相続—フランス法と比較してみた日本法の特質」奥山恭子・田中真砂子・義江明子編、比較家族史学会監修『扶養と相続』早稲田大学出版会、167-237。
- 金香男（2000）「韓国における老人扶養の変化と老人扶養政策」『同志社社会学研究』(4) 41-51。
- （2002）「韓国における高齢者扶養の問題—意識と実態の乖離をめぐって」『ソシオロジ』46 (3)、145-159。
- （2003）「韓国における高齢者扶養の変化と家族関係に関する研究—慶尚北道の農村と都市の事例研究を中心に—」同志社大学大学院文学研究科

- 社会学専攻博士学位請求論文。
- 内閣府（2002）『高齢者の生活と意識－第5回国際比較調査結果報告書』ぎょうせい。
- 奥山恭子（1998）「少子高齢社会における扶養と相続」奥山恭子・田中真砂子・義江明子編、比較家族史学会監修『扶養と相続』早稲田大学出版会、263-278。
- 齋藤幸代（2000）「高齢化時代の家族関係と経済」染谷淑子編『老いと家族－変貌する高齢者と家族』ミネルヴァ書房、174-202。
- 石才恩（2002）「国民年金の政策的選択の特性と発展課題」金永子編訳『韓国の社会福祉』新幹社、37-67。
- 山中美由紀（2000）「韓国における老年期の家族と扶養」染谷淑子編『老いと家族－変貌する高齢者と家族』ミネルヴァ書房、252-272。
- （韓国語文献）
- 崔在錫（1982）『現代家族研究』一志社。
- （1983）『韓国家族制度史研究』一志社。
- 曹秋龍（1998）「老人と社会保障」玄外成他編『韓国老人福祉学講論』裕豊出版社。
- 鄭京姫（1999）「老人と財産相続」女性韓国社会研究会編『老人と韓国社会』社会文化研究所、111-134。
- 鄭京姫他（1998）『全国老人生活実態及び福祉欲求調査』韓国保健社会研究院。
- 軍威郡（各年度）『軍威統計年報』。
- 韓国統計庁（各年度）『韓国の社会指標』。
- （2001）『将来人口推計』。
- キムジョンソク 2002「家族と家口」金斗燮・朴尚泰・殷棋洙編『韓国の人口1』韓国統計庁、247-281。
- 金疇洙（1991）『親族・相続法』法文社。
- 李光奎（1975）『韓国家族の構造分析』一志社。
- 朴在侃（1995）「今日の老人、彼らはだれか」朴在侃他編『高齢化社会の危機と挑戦』ナナム出版、41-53。
- シンファヨン・ゾピョンウン・Walker（1997）「比較文化的な観点からみた老親扶養と財産相続意識－韓国とアメリカの比較」『韓国家政管理学会誌』15（4）、125-153。
- 大邱市（各年度）『大邱統計年報』。